

寒河江市水道使用水量の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）第29条第1項及び寒河江市水道給水条例施行規程（昭和45年水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定に基づき、使用水量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「検針水量」とは、メーターを検針して得た水量をいう。
- (2) 「平均水量」とは、使用水量を認定する月の前12月以内又は前年同期における使用水量の平均その他の事実を考慮した水量をいう。

(認定する使用水量の算出方法)

第3条 漏水の場合の認定使用水量は、検針水量から次条に規定する軽減基準に基づいて算出した軽減する水量を差し引いた水量とする。

- 2 メーター異常の場合の認定使用水量は、メーター取替え後の使用水量を基準として、日割計算により、使用水量を算出するものとする。
- 3 障害物等によりメーター検針が不可能な場合の認定使用水量は、当該月を含む平均水量より認定し、使用水量を算出するものとする。
- 4 メーター検針をしない月の場合の認定使用水量は、前項に準じ認定し、次回の検針により精算する。

(軽減基準)

第4条 給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が管理する給水装置で、平均水量を超える水量があったと認められるときの軽減する水量の算出基礎となる軽減基準は次のとおりとする。ただし、認定使用水量は、平均水量の2倍を限度とする。

- (1) 床下や地下漏水等のため、発見が困難と認められる場合は、検針水量から平均水量を差引いた水量の70%の水量を軽減する。
- (2) 地下埋設等の漏水で水が表面に表れ、漏水箇所の発見が容易と認められる場合は、検針水量から平均水量を差引いた水量の50%の水量を軽減する。
- (3) 漏水が2回目以降の場合は、検針水量から平均水量を差引いた水量の20%の水量を軽減する。ただし、2回目以降とは、漏水発生から過去5年以内に漏水があった場合とする。

(認定期間)

第5条 認定期間は、連続した6月までとする。ただし、認定した期間及び認定した水量の料金を精算した月を1月とみなす。

(軽減適用除外)

第6条 所有者等が管理する給水装置で、次の各号のいずれかに該当するときは、水量の軽減措置の対象としないものとする。

- (1) 漏水の修理工事が寒河江市指定給水装置工事事業者によって行われたいもの
- (2) 給水装置の2次給水側からの漏水並びに給水栓、立ち上がり部分及び水洗便所のボールタップ等(別表)で注意すれば漏水を確認できるもの
- (3) 故意によるもの
- (4) 新設、改造工事施工後又は及び同一箇所の漏水修理後1年以内のもの
- (5) 漏水箇所が特定できないもの。ただし、次の場合は含めない。
 - ア 漏水している範囲は特定しているものの、修理費が高額になるため、修理せずに給水装置を移設替えした場合
 - イ 給水装置が古いため、布設替えした場合
 - ウ 漏水している箇所を特定するのが困難なため、漏水をしていると思われる箇所を含む全ての給水装置を交換した場合
- (6) 漏水修理を怠り、所有者等の都合で修理を延期したもの
- (7) 漏水修理後、軽減申請を怠り180日以上を経過したもの
(軽減申請)

第7条 所有者等が軽減申請をするときは、軽減申請書を市長に提出しなければならない。

2 漏水の場合は、漏水箇所の修理及び修理後の写真など漏水箇所を証明できる資料を提出しなければならない。

3 廃止による軽減の申請があった場合は、使用者立会いによる市の調査後、第4条の適用を決定する。

(軽減の特別認定)

第8条 市長は、使用水量の認定に関し特別の事情があると認めるときは、別に軽減措置を講ずることができる。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(別表)

給水栓の種類

区 分	種 類
単 独 水 栓	横水栓
	胴長横水栓
	立水栓
	吐水口回転型横水栓
	吐水口回転型立水栓
	自在水栓
	台付き自在水栓
	横型自在水栓
	小便器洗浄水栓
	衛生水栓
	カップリング付き横水栓
	散水栓
湯水混合水栓	横型グースネック水栓
	立型グースネック水栓
	壁付き化学水栓
	台付き化学水栓
	壁付き湯水混合水栓
	台付き湯水混合水栓
シャワー式 湯水混合水栓	台付き自在湯水混合水栓
	洗面器用コンビネーション
	浴槽用コンビネーション湯水混合水栓
	埋込型湯水混合水栓
	壁付きハンドシャワー式湯水混合水栓
止 水 栓	壁付きハンドシャワー式シャワーバス水栓
	台付きハンドシャワー式シャワーバス水栓
ボールタップ	埋込型シャワーバス水栓
	埋込型シャワー水栓
	アングル形止水栓
ボールタップ	ストレート形止水栓
	腰高止水栓
	横型ボールタップ
ボールタップ	横型ロータンクボールタップ
	立型ロータンクボールタップ

◎使用水量の認定に関する軽減基準一覧表

第4条

項目	漏水内容	軽減率	限度	認定期間	要件等
(1)	床下や地下漏水等のため、発見が困難と認められる場合	70%	認定使用水量は平均水量の2倍を限度	最大6ヶ月	—
(2)	地下埋設等の漏水で水が表面に表れ、漏水箇所の発見が容易と認められる場合	50%		〃	—
(3)	漏水が2回目以降の場合	20%		〃	過去5年以内に漏水がある場合